

【記載例 1】

- ・ 自然現象(豪雨)を起因とした事例(地域への影響:有)
 - ①施設内の法面が崩壊、②架台・パネルが損傷
 - ③土砂が施設外に流出

提出時期: 事故等発生から30日以内

第11号様式(第12条関係)

令和5年7月5日

山梨県知事 殿

報告者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

甲府市丸の内1-6-1

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

株式会社 OO 環境 保全



電話番号

055-223-1503

事故等報告書

山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第18条第6項の規定により、次のとおり報告します。

許可年月日及び許可番号	令和5年1月1日 第5-1-000001号	・山梨県太陽光条例に基づく許可を得ていない場合は「空欄」
太陽光発電施設の設置場所	OO市OOOO777-7	
事故・災害発生日時	令和5年6月10日 午前10時00分	
事故・被災の原因・内容	別紙のとおり	
周辺地域の影響		
応急対応・復旧の状況		
復旧完了日	令和5年6月30日 <input checked="" type="checkbox"/> 完了済 <input type="checkbox"/> 完了予定	
備考		

注1 「許可年月日及び許可番号」の欄には、事故等報告をする太陽光発電施設の設置許可年月日と許可番号を記載すること。設置許可を受けていない施設については、記載不要。

2 「復旧完了日」の欄は、対応が完了している場合は「完了済」の項目の□にレ印を、現在対応中で完了見込みの場合は「完了予定」の項目の□にレ印を付し、「完了予定」の項目の□にレ印を付したときは、完了済となったときに

その旨を報告すること。

3 「備考」の欄には、事業者が電話番号以外の連絡方法（FAX、電子メールアドレス等）がある場合は、その連絡先を記載すること。

（添付書類）

- ・ 事故等の発生箇所と事業区域の位置関係が分かる図面
- ・ 配置図
※事故状況等の写真の撮影箇所と撮影の方向を記載すること。
- ・ 事故状況等の写真
※事故等の発生、応急対応、復旧等の状況が分かる写真を添付すること。
- ・ その他知事が必要と認める書類

【記載例 1】

・ 自然現象(豪雨)を起因とした事例(地域への影響:有)

- ①施設内の法面が崩壊、②架台・パネルが損傷
- ③土砂が施設外に流出

1 事故・被災の原因・内容

(1) 原因

監視カメラの映像及びその他調査の結果から被災の原因は、盛土法面に多量の雨水が浸入し、幅最大11m、高さ最大5mにわたり、法面崩壊が発生したものと推定された。

被災した法面の復旧工事と並行して、太陽光発電施設における構内の排水機能について再度調査し、地下水排水機能が不十分であることが判明した。

また、監視カメラの保存映像から被災時間は、午前10時10分と判明した。

(2) 内容(経緯)

令和5年6月9日(金)

・ 午前9時00分: 気象庁の報道内容

超大型で非常に強い台風〇号が、
6月9日夜から10日未明に山梨県に
最も接近するため最大級の警戒

・ 午後1時45分: 保守点検責任者(計3名)、電気主任技術者により、山梨県太陽光条例に基づき作成した維持管理計画第4に規定する項目について点検を実施、施設に異常がないことを確認

令和5年6月10日(土)

・ 午前10時10分: 監視カメラにて現地を確認、一部の法面が崩落し、架台等も崩落していることを確認

2 周辺地域の影響

崩落により敷地に隣接する林道(〇市営)に土砂(幅4m長さ5m)が流出し、更に、下方の河川(〇川)河道内に土砂が流出・堆積するなど、周辺地域に影響を及ぼした。(写真〇番参照)

3 応急対応・復旧の状況

(1) 応急対応

林道及び河川管理者と情報共有し、復旧工事期間(6月10日から6月14日までの間)、林道の通行止め措置をとり、近隣住民〇軒に情報提供を行った。また、損傷した電気工作物は、非活線状態にし、周辺にロープを張り関係者以外の立入禁止措置(6月14日解除)をとった。

(写真〇番参照)

(2) 復旧の状況

① 法面の復旧(写真〇番参照)

改良材を混ぜた盛土により法面の復旧

一層30cm以下ごとに締固め

地下水排水フィルターを設置

② 排水施設的能力強化(写真○番参照)

盛土内排水工(盛土用排水フィルターを設置)

法面保護工(植生シートを設置)

法面中間地点に小段排水溝を設置

③ 浚渫等(写真○番参照)

林道(○市営)及び河川(○川)に流出した土砂については、土砂の撤去及び浚渫を行い可能な範囲で除去した。

④ 電気工作物(写真○番参照)

スクリー杭4本、太陽電池モジュール16枚、配線をについて復旧した。

4 再発防止対策等の対応計画

施設内造成盛土については雨期が終わる10月までの間、点検頻度を増やし、1ヶ月に1度の保守点検を行う。その経過を踏まえ、現状の維持管理計画の内容を検討することとする(異常がなければ継続)。

また、今後も気象情報を常に意識し、自然災害発生のおそれが予想される予報が発表された際は、計画どおりに現場の巡視、点検及び対策を実施し、被害の未然防止を徹底する。

【記載例 2】

- ・ 自然現象(豪雨)を起因とした事例(地域への影響:無)
①施設内の法面が崩壊、②架台・パネルが損傷

提出時期: 事故等発生から30日以内

第11号様式(第12条関係)

令和5年7月5日

山梨県知事 殿

報告者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

甲府市丸の内1-6-1

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

株式会社 OO 環境 保全



電話番号

055-223-1503

事故等報告書

山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第18条第6項の規定により、次のとおり報告します。

許可年月日及び許可番号	令和5年1月1日 第5-1-000001号	・山梨県太陽光条例に基づく許可を得ていない場合は「空欄」
太陽光発電施設の設置場所	OO市OOOO777-7	
事故・災害発生日時	令和5年6月10日 午前10時00分	
事故・被災の原因・内容	別紙のとおり	
周辺地域の影響	なし	
応急対応・復旧の状況	別紙のとおり	
復旧完了日	令和5年6月30日 <input checked="" type="checkbox"/> 完了済 <input type="checkbox"/> 完了予定	
備考		

※以下注意書・添付書類省略

【記載例 2】

・自然現象(豪雨)を起因とした事例(地域への影響:無)

①施設内の法面が崩壊、②架台・パネルが損傷

別紙

1 事故・被災の原因・内容

(1) 原因

被災の原因は、盛土法面に多量の雨水が浸入し、幅最大10m、高さ最大5mにわたり、法面崩壊が発生したものと推測された。(写真〇番参照)

(2) 内容(経緯)

令和5年6月9日(金)

・午前9時00分:気象庁の報道内容

超大型で非常に強い台風〇号が、
6月9日夜から10日未明に山梨県に
最も接近するため最大級の警戒

・午後1時45分:保守点検責任者(計3名)、電気主任技術者
により、山梨県太陽光条例に基づき作成した
維持管理計画第4に規定する項目について点
検を実施、施設に異常がないことを確認

令和5年6月10日(土)

・午前10時10分:監視カメラにて現地を確認、一部の法面が崩
落していることを確認

2 応急対応・復旧の状況

(1) 応急対応

損傷した太陽光モジュールは、非活線状態にしたうえで、崩落した盛土を含め周辺にロープを張り、関係者以外の立入禁止措置を行った。

(2) 復旧の状況

① 法面の復旧

改良材を混ぜた盛土により法面の復旧

一層30cm以下ごとに締固め

地下水排水フィルターを設置

② 排水施設的能力強化

法面保護工(植生シートの設置)

3 再発防止対策等の対応計画

施設内造成盛土については雨期が終わる10月までの間、点検頻度を増やし、1ヶ月に1度の保守点検を行う。その経過を踏まえ、現状の維持管理計画の内容を検討することとする(異常がなければ継続)。

また、今後も気象情報を常に意識し、自然災害発生のおそれが予想される予報が発表された際は、計画どおりに現場の巡視、点検及び対策を実施し、被害の未然防止を徹底する。

【記載例3】

- ・自然現象(豪雨)を起因とした事例(地域への影響:有)
- ①パネルが施設外に飛散

提出時期: 事故等発生から30日以内

第11号様式(第12条関係)

令和5年7月5日

山梨県知事 殿

報告者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

甲府市丸の内1-6-1

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

株式会社 OO 環境 保全

印

電話番号

055-223-1503

事故等報告書

山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第18条第6項の規定により、次のとおり報告します。

許可年月日及び許可番号	令和5年1月1日 第5-1-000001号	・山梨県太陽光条例に基づく許可を得ていない場合は「空欄」
太陽光発電施設の設置場所	OO市OOOO777-7	
事故・災害発生日時	令和5年6月10日 午前10時00分	
事故・被災の原因・内容	別紙のとおり	
周辺地域の影響		
応急対応・復旧の状況		
復旧完了日	令和5年6月30日 <input checked="" type="checkbox"/> 完了済 <input type="checkbox"/> 完了予定	
備考		

※以下注意書・添付書類省略

【記載例3】

・自然現象(台風等)を起因とした事例(地域への影響:有)

①パネルが施設外に飛散

別紙

1 事故・被災の原因・内容

(1) 原因

飛散した太陽電池モジュール5枚と架台接合部を確認した結果、架台の接合部に全てのボルトが残っていた。被災した原因については、モジュール枠が強風に耐えられず破損したものと推測された。(写真〇番参照)

(2) 内容(経緯)

令和5年6月9日(金)

・午前9時00分: 気象庁の報道内容

超大型で非常に強い台風〇号が、
6月9日夜から10日未明に山梨県に
最も接近するため最大級の警戒

・午後1時45分: 保守点検責任者(計3名)、電気主任技術者
により、山梨県太陽光条例に基づき作成した
維持管理計画第4に規定する項目について点
検を実施、施設に異常がないことを確認

令和5年6月10日(土)

・午前10時10分: 監視カメラにて現地を確認、一部のパネルの
飛散を確認

2 応急対応・復旧の状況

(1) 応急対応

損傷した太陽電池モジュールは、非活線状態にしたうえで、周辺にロープを張り関係者以外の立入禁止措置を行った。

飛散した太陽電池モジュールは、設置箇所から東方約50メートル先林道(〇市営)上から5枚、東方約100メートル先森林内から2枚発見、回収

(2) 復旧の状況

・太陽電池モジュールの復旧

新品の太陽電池モジュールを設置し、ケーブル等接続済み
(写真〇番参照)

3 再発防止対策等の対応計画

当該被害の他に同様に飛散する被害はなかったが、他の太陽電池モジュールの枠等に亀裂等の損傷のおそれもあることから、早急に総点検を実施する。

また、太陽電池モジュールの点検については、これまで6ヶ月に1回の点検周期であったが、3ヶ月に1回に変更して再発防止を徹底する。

なお、今後も気象情報を常に意識し、自然災害発生のおそれが予想される予報が発表された際は、計画どおりに現場の巡視、点検及び対策を実施し、被害の未然防止を徹底する。

【記載例 4】

・飛来物が衝突し、太陽電池モジュール半壊（20%以上）が破損した事例

第11号様式（第12条関係）

提出時期：事故等発生から30日以内

令和5年7月5日

山梨県知事 殿

報告者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

甲府市丸の内1-6-1

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

株式会社〇〇 環境 保全

印

電話番号

055-223-1503

事故等報告書

山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第18条第6項の規定により、次のとおり報告します。

許可年月日及び許可番号	令和5年1月1日 第5-1-000001号	・山梨県太陽光条例に基づく許可を得ていない場合は「空欄」
太陽光発電施設の設置場所	〇〇市〇〇〇〇777-7	
事故・災害発生日時	令和5年6月10日 午前10時00分	
事故・被災の原因・内容	別紙のとおり	
周辺地域の影響	なし	
応急対応・復旧の状況	別紙のとおり	
復旧完了日	令和5年6月30日 <input checked="" type="checkbox"/> 完了済 <input type="checkbox"/> 完了予定	
備考		

※以下注意書・添付書類省略

【記載例 4】

・飛来物が衝突し、太陽電池モジュール20%以上を破損した事例

別紙

1 事故・被災の原因・内容

(1) 原因

強風の影響で、敷地外において飛ばされた看板、トタン屋根、枝等の飛来物が落下し、その衝撃によりモジュールのガラス面が破損した。

(写真〇番参照)

(2) 内容 (経緯)

令和5年6月9日 (金)

・午前9時00分：気象庁の報道内容

超大型で非常に強い台風〇号が、
6月9日夜から10日未明に山梨県に
最も接近するため最大級の警戒

・午後1時45分：保守点検責任者（計3名）、電気主任技術者により、山梨県太陽光条例に基づき作成した維持管理計画第4に規定する項目について点検を実施、施設に異常がないことを確認

令和5年6月10日 (土)

・午前10時10分：監視カメラにて現地を確認、太陽電池モジュール上に枝、看板等が散らばっている状況を確認

2 応急対応・復旧の状況

(1) 応急対応等

損傷した太陽光モジュールは、非活線状態にしたうえで、周辺にロープを張り関係者以外の立入禁止措置を行った。

太陽電池モジュール200枚のうち100枚にガラス面にヒビが入り割れていることを確認（写真〇番参照）

(2) 復旧の状況

・太陽電池モジュールの復旧

復旧までの工程表を作成し、工程表どおり新品の太陽電池モジュール及びケーブル等接続し復旧した。（写真〇番参照）

3 再発防止対策等の対応計画

現状の維持管理計画の内容を検討したが、飛来物への対策は限界と判断し、内容変更は見送ることとした。

なお、自然災害に関しては、今後も気象情報を常に意識し、自然災害発生のおそれが予想される予報が発表された際は、計画どおりに現場の巡視、点検及び対策を実施し、被害の未然防止を徹底する。

【記載例5】

- ・感電、電気工作物の破損等を起因として死傷者が出た事例
- ①死傷（死亡又は入院した場合）

提出時期：事故等発生から30日以内

第11号様式（第12条関係）

令和5年7月5日

山梨県知事 殿

報告者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

甲府市丸の内1-6-1

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

株式会社〇〇 環境 保全



電話番号

055-223-1503

事故等報告書

山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第18条第6項の規定により、次のとおり報告します。

許可年月日及び許可番号	令和5年1月1日 第5-1-000001号	・山梨県太陽光条例に基づく許可を得ていない場合は「空欄」
太陽光発電施設の設置場所	〇〇市〇〇〇〇777-7	
事故・災害発生日時	令和5年6月10日 午前10時00分	
事故・被災の原因・内容	別紙のとおり	
周辺地域の影響	なし	
応急対応・復旧の状況	別紙のとおり	
復旧完了日	令和5年6月20日 <input checked="" type="checkbox"/> 完了済 <input type="checkbox"/> 完了予定	
備考		

※以下注意書・添付書類省略

【記載例5】

- ・感電、電気工作物の破損等を起因として死傷者が出た事例
- ①死傷（死亡又は入院した場合）

別紙

1 事故・被災の原因・内容

(1) 原因

被災者は、電気主任技術者から高電圧の危険性について具体的に指導を受けないまま点検業務に従事していたところ、高電圧の危険性を軽信して漫然と移動した際、被災者右手が母線の接続端子台付近に接触したため感電し負傷した。（写真〇番参照）

(2) 内容（経緯）

令和5年6月9日（金）

- ・午前9時00分：被災者・電気主任技術者の2名が、キュービクル内部に入り清掃を開始
- ・午前9時10分：被災者が、キュービクル内部を移動する際、感電し負傷した。

2 応急対応・復旧の状況

(1) 応急対応

被災者は、救急車により〇〇病院に搬送され、医師の診断結果は、電撃傷による熱傷等で、3日間の入院と一月程度の通院加療が必要と診断された。（写真〇番参照）

(2) 復旧の状況

6月9日午後2時00分、電気主任技術者が電気設備の点検を実施し、受電に支障のないことを確認し異常なく受電した。

3 再発防止対策等の対応計画

キュービクル内において点検作業等を行う際は、電気主任技術者により指導を徹底し作業を行う。

電気主任技術者は、電気設備の危険性について社員への保安教育を実施する。